

## 【茂原市】橋梁点検結果

年度	橋梁名(フリガナ)		路線名	架設年次 (西暦)	橋長 (m)	幅員 (m)	管理者	行政区域		点検記録
							管理者名	都道府県名	市町村名	判定区分
27	日進橋	(ニッシンハン)	市道2級3号線	1997	40.0	16.8	茂原市	千葉県	茂原市	Ⅱ
27	鷺田橋	(サキタハン)	市道3級3122号線	2005	28.5	5.2	茂原市	千葉県	茂原市	Ⅰ
27	折戸橋歩道橋	オリトハンホドウキョウ	市道1級4号線	1993	34.4	3.8	茂原市	千葉県	茂原市	Ⅱ
27	荒瀬橋	(アラセハン)	市道3級7485号線	1988	37.2	6.0	茂原市	千葉県	茂原市	Ⅱ
27	ほほえみ橋	(ホホエミハン)	市道3級9241号線	2005	50.7	4.3	茂原市	千葉県	茂原市	Ⅰ
27	豊岡橋	(トヨオカハン)	市道1級24号線	2008	27.0	11.0	茂原市	千葉県	茂原市	Ⅰ
27	千沢橋	(センザワハン)	市道3級3101号線	2005	26.8	5.2	茂原市	千葉県	茂原市	Ⅱ
27	雀宮橋	(スズミヤハン)	市道3級9182号線	1993	20.6	9.2	茂原市	千葉県	茂原市	Ⅱ
27	昌平橋歩道橋	ショウハイハンホドウキョウ	市道2級4号線	1977	24.0	2.4	茂原市	千葉県	茂原市	Ⅲ

参考:判定区分

区 分		状 態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。